

## 平成23年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆19番（小川利枝子君） 皆様おはようございます。通告に従いまして一般質問いたします。

現在、統一地方選挙を約2カ月後に控え、本議会に提案された予算案などから推察いたしますと、習志野市は新たな体制による新たなまちづくりに向けて職員が一丸となって取り組んでいると思われま。荒木市長が5選目に向けて掲げた子育て日本一のスローガンは、本市のみならず国を初めすべての自治体が、今日、喫緊の課題としてとらえている子育て問題に先駆的に取り組もうとした姿勢のあらわれであり、こども園構想の推進や子ども医療費に係る負担軽減など具体的な成果を上げてこられました。多くの保護者や御家族の期待を受け、子育て支援の充実を願ってきた一議員として、まずはこの場をおかりいたしまして荒木市長に心より感謝の意を表させていただきます。

さて、私の任期もこの4月でまた一つの区切りを迎えます。この4年間を振り返り、また議員として奉仕するようになってからの8年間を振り返るとき、私は市民の皆様の声を代弁し、行政施策に反映させることに徹してまいりました。それは小川の意見としてではなく、私が理解し、納得し、そして取り組むべきと判断した市民の思いを行政、つまり市長や教育長、そして職員の方々に伝えることにより、市民が望むまちづくりの一助になればとの思いでございました。そのような中で、行政、特に実務を担当される職員の皆様には多忙な時間を割いていただき、耳を傾け、メモをとり、ひざを交えて解決に向けて相談に乗っていただきましたことにも改めて感謝の意を表したいと思います。

そして、改めて今期最後の議場で思うことは、私は市長を初め多くの職員の皆様に支えられていたこと、つまり人、そしてつながりが行政施策を推進していく上でいかに重要であるかということでございます。

そこで、今回は今期の自身の足跡を確認する意味もあり、人やつながり、そして具体的な課題として取り上げてまいりました発達障害の視点から、大きく2点について御質問させていただきます。

まず、1点目は福祉及び教育施策の推進についてでございます。

私が市民や職員の皆様に支えられ今日があるように、人事や組織、そして施策の展開におきましても行き着くところは人でございます。特に人事は人が人を課題とし、解決への道筋を模索しているわけですから容易ではなく、時間を要するのは当然のことであることは十分承知いたしております。しかし、市民の生活に待たはございません。特に福祉や教育といった分野は人、それも生命や生活にかかわる内容が多く、少しの判断のおくれが大きな問題に発展することも少なくありません。そのような事態を回避するために専門職がおります。とりわけ医療専門職は国家資格を有していることから、緊急時や困難事例については独自の判断で解決策を生み出すことができるなど貴重な存在でございます。本市におきましては、健康支援課やヘルステーション、総合福祉センターを中心にさまざまな保健福祉施策を展開してまいりました。その中心的な役割を担ってきたのが紛れもなく医療専門職でございます。

事実、市民からは次のような声が聞かれます。医療専門職に対するよい評価といたしましては、まず話を受けとめ理解をしていただけること、そして専門職という豊富な知識や経験をもとに将来の見通しや意識を持ってストレートにぶつかってきてくださり導いていただけること、親や子どもの思いに寄り添い一緒に頑張っていこうと励ましてくださり安心感に包まれたこと。何よりもこの寄り添いは、思いは人並みに持っていても言葉で表現できず、周囲に誤解を与えてしまいがちな発達

障害を持つ子どもにとって、どれだけの成長の礎を築いてくださったことかはかり知れないものがある。また、専門職員の寄り添ってくださる姿を通し、人の気持ちのありがたさや大切さ、そしてどれほど子どもの成長に大きな原動力となっていくのか教えていただくことができたなどといった声が聞かれます。

しかし、反面、市民からは次のような声もございます。まず、一番の問題として挙げられていることは具体策が講じられないこと、つまり相談の域から発展がないということでございます。具体策とは、より突っ込んだ指導内容や現在の情報提供などであり、求めても次のステップは家庭任せという現状での限界に一種の失望感すら抱いてしまうと。2点目は他機関との連携の問題です。自分の所管するところだけで一生懸命やっていただけることも大事なのですが、それと並行して、これは市内の機関はもとより第三者機関や医療機関すべてにおいての機関との連携や情報共有がないと、子どもの成長が継続して自立につながっていかないと。こうした相談内容を具体策として膨らませたり、そこから枝葉を広げたり指導していくこと、あるいは他機関との連携や情報共有など本来かかわれるのは医療専門職であり、その力を十分発揮していただけることを親は切に切に希望しております。また、相談イコール文句ではないということを理解してほしいという声。相談は本来子どもにとってよりよい環境を整えてあげるために頑張らなければならないことなのに、何か一人にされたという不安が常につきまとうという声。そうした問題を払拭していくためには、やはり医療専門職の活用は不可欠であると強く持たれているのであります。

確かに保健福祉政策は行財政改革の視点からメスを入れざるを得ない分野であることは理解いたしております。また、前回の定例会でも御答弁いただきましたとおり、現在、本市が取り組んでいる定員管理の視点からも見直しを迫られていることも理解いたしております。しかし、今いる医療専門職は本市の保健福祉行政の誇るべき特徴ではないでしょうか。私は安易に増員を要望しているわけではございません。まずは医療専門職を専門職として活用されることを希望しているのでございます。

そこで、これまでの議会で御説明のございました保健福祉部の機構改革について、新年度、医療専門職の活用できる体制が確立されるのか否かの視点から御答弁願います。

次に、総合教育センターの見直しについてでございます。

総合教育センターは、文教住宅都市のシンボルとしてこれまでにさまざまな事業を展開してまいりましたが、今日的な教育を取り巻く状況の変化に対応することが求められる中、その機能の見直しが打ち出され、過去の議会などでは、昨年7月までにその概要が示され、その後は平成23年度からの実施に向けた取り組みに着手するとの御説明がございました。特に相談業務の一元化につきましては、今、傍聴席にいる保護者やインターネット中継に耳を傾けている市民は、どのようになるのかという期待と不安を抱きつつ見守ってまいりました。前回の定例会での御答弁からわかりますように、教育委員会、具体的にはセンター活用検討委員会での見直し作業は当初の計画よりおこなっているのが事実でございます。このおくれは、発達に何らかの課題を持つ子どもさんだけではなく、その保護者や御家族、さらには福祉や教育に携わる方々にとっては、大丈夫なのかといった不安をかき立てていると言っても過言ではございません。

そこで、このような不安を一掃するためにも総合教育センターの見直し、とりわけ相談業務の一元化に係る進捗状況について、新年度の体制を踏まえて御答弁願います。

次に、大きな2点目として、子育て支援策の拡充のうち次世代育成支援対策行動計画にも盛り込まれております発達障害に係る施策、具体的には(仮称)発達相談センターの進捗状況についてでございます。

既に建設法人も決まり、平成24年度開設に向けて事業を進めていることは私ども市議会議員を含め多くの市民が周知することになっており、日に日に発達に何らかの課題を持つ子どもさんだけでなくその保護者や御家族、さらには福祉や教育に携わる方々の期待のもと注目されてきております。言葉をかえれば箱物、いわゆる入れ物はできたわけですから、中身、つまり内容の充実を図るべくさまざまな視点から検証すべき時期にあると思われれます。その検討において当然人は避けて通ることのできない課題であり、障害福祉課で所管しております検討協議会におきましてもさまざまな御意見が提出されていることも、私自身、検討協議会を傍聴することで確認いたしております。同様に保護者も傍聴を通じて進捗状況を確認するとともに、次のような感想を持たれております。

まずは、センターが利用者に寄り添える相談体制であることを前提に、そこから療育の展開へのシステム構築へ期待を持って見守っていきたいとの思いをお伝えさせていただきます。その上で、不安に思っていることとして大きく3点について、1点目はセンターのコンセプトがはっきりしないこと、そして現行のひまわり学園と何が違うのか。2点目は、平成23年度4月開設予定の総合教育センター相談業務一元化と(仮称)発達相談センターとは何が違うのかいまだに不明確で、利用する立場からすると不安であるということ。そして3点目に、本当に親の思いと子どもの成長にずっと寄り添っていただける専門職の配置がなされるのかなど、率直な感想を持たれております。

中でも配置する職種及び人員につきましては、センター運営の根幹であり、多くの保護者にとりまして最も関心の高い事項でございます。検討協議会では既にたたき台となる案が示され、次回には結論に至ると伺っております。平成24年度の人事にかかわることでございますことから、行政としては慎重に検討され、この場におきましてすべてにおいて確定的なことは御答弁いただけないことも承知いたしております。しかし、発達に何らかの課題を持つ子どもさんだけでなく、その保護者や御家族、さらには福祉や教育に携わる方々にとりましては、施設というハードの前にソフトである運営方針や体制、具体的には何をするのか、だれがいるのか、そしてだれが何をするのかといったことが重要であることは説明するまでもないこととさせていただきます。

そこで、配置する職種及び人員について現在の進捗状況を御答弁願います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

◎市長(荒木勇君) 皆さん、おはようございます。きょうもよろしくお願ひしたいと思います。

小川議員の御質問にお答えしてまいります。教育問題につきましては後ほど教育長より答弁をいたします。

最初に、保健福祉の医療専門職の活用できる体制について、現状と23年度はどのような体制になるのかと、こういう御質問でございます。

組織体制の見直しにつきましては、今、最も差し迫って対応を図らなければならないものとして超高齢社会に対応する組織体制の構築が挙げられます。この超高齢社会においては、高齢者人口の増加に比例して高齢者に対する施策が今後ますます増大することが想定され、この高齢者施策等を継続・充実していくためには効率的な組織への転換が必要であると考えております。

その手始めといたしまして、まずは介護保険業務の推進体制の見直しを行うものであります。この介護保険に係る業務のうち、保険料の賦課と給付事務につきましては介護保険課が所掌し、介護保険の申請受付、調査・認定審査会につきましては各ヘルスステーションが担ってまいりました。しかしながら、介護部門の業務が分散していることから市民や事業者にわかりづらい体制となっております。

そこで、各ヘルスステーションに分散している業務を介護保険課に集約し、介護保険サービス業務の一元化を図ることによって市民の皆様にとってもわかりやすく利用しやすい、また市にとっても効率的な組織にしようとするものでございます。この介護保険業務の一元化によって、ヘルスステーションにおいても医療専門職が現場業務に専念できる環境の整備を一步進めることができ、地域に密着した乳児から高齢者までの地域保健サービスをより機動的に展開することが可能になると考えております。ヘルスステーションにおける地域保健活動は、成人・高齢者保健事業、母子保健事業、健康づくり事業、歯科保健事業、食の指導等多岐にわたっておりますが、特に乳幼児が心身ともに健やかに育つことができるよう、虐待防止の視点を含めた妊婦・乳幼児の健康診査や訪問指導等の母子保健活動の重要性が昨今ますます高まってきております。少子化が進み、地域との交流が希薄になる中で、家庭における子育て力の低下が指摘されてきていることから、専門職による妊娠期から子育ての時期までの個々の状況に応じた親子の支援を充実させ、育児不安の軽減や虐待の予防を推進することが必要であります。

今回の組織体制の見直しは、増加し続ける介護保険業務の効率的な執行体制を整えることを目的として事務分掌の変更を行おうとするものでございますが、今ヘルスステーションに求められている母子等に対する保健活動をさらに効果的、機動的なものにしていくために、保健師等の医療専門職のポテンシャルが十分に発揮できる組織体制の構築について今後とも継続して検討してまいりたいと思います。

次に、(仮称)発達相談センターの進捗状況について答弁したいと思います。

(仮称)発達相談センターに配置する職種及び人員につきましては、昨年11月に開催されました発達支援システム等検討協議会において、心理判定員、言語聴覚士、理学療法士などの専門職種やソーシャルワーク機能を担う社会福祉士などの配置と、相談件数の増加も考慮した体制について協議をしていただきました。検討協議会からは、現在まで協議を重ねていただきまして、就学前の児童に係る個別支援計画作成事業及びセンターの相談・支援体制などについて中間報告が今月中に提出される予定であります。

なお、国は現在障害者自立支援法にかわる新法の制定に向けた協議を重ねており、障害者施策のあり方を抜本的に見直そうとしております。特に、緊急に対応すべき課題である障害児支援の強化を図るため昨年12月に児童福祉法を一部改正し、平成24年4月から施行されることとなりました。主な改正点は、1点目といたしまして、発達障害児が児童福祉法による支援の対象として明確に規定されること、2点目としては、障害種別で分かれている現在の障害児通所施設の機能が統合一元化されること、3点目としては、発達相談センターで予定しておりました集団生活への適応を支援する保育所等訪問支援が創設されることとあります。

平成23年度は、このような児童福祉法や障害者自立支援法の改正とともに、センターの開設に向けた重要な準備期間でありますので、これに対応する保健福祉部の体制にも配慮してまいりま

す。

1回目の答弁を終わります。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員の一般質問、福祉及び教育施策の推進についての2番になります総合教育センターの見直しについて、相談業務一元化の進捗状況について、23年度はどのような体制で臨むのかという御質問にお答えをさせていただきます。

現在、教育センターでは発達や不登校、学業や進路、友達関係などにかかわる相談に対応し、23年度より懸案である相談業務の一元化がスタートいたします。現段階での進捗状況につきまして、小川議員の御質問にお答えをいたします。

相談業務一元化に向けての周知につきましては、学校を初め教育機関にパンフレットを配布するとともに、教育センターのホームページ、本日発行の広報習志野に掲載し取り組んでおります。

相談業務の一層の充実につきましては、安心して相談できる体制の整備と相談にかかわる職員の資質向上にしっかりと取り組んでいくことが大切と考え、進めているところでございます。

1点目の柱であります安心して相談できる体制の整備につきましては、1つに人員の配置、2つに関連機関との連携が重要であるととらえ、取り組んでおります。1つ目の人員の配置につきましては、指導課の特別支援教育担当指導主事2名、教育センター教育相談担当指導主事1名、心理士などの有資格者を含む3名の相談員と2名の指導員の合計8名で対応してまいります。2つ目の関係機関との連携につきましては、各機関の相談担当者が円滑に連携を図り、相談者が安心して相談できるように、教育センターが中心となり指導課、こども政策課、子育て支援課、障害福祉課でこれまでに2回の実務者会議を実施してまいりました。特に24年度開設の(仮称)発達相談センターを含む各相談機関の相談内容や巡回指導の内容、目的についてすみ分けを行うほか、こども部の臨床心理士との連携や合同研修の計画など具体的な内容につきまして、今後も実務者会議の中で継続して検討してまいります。

2点目の柱である相談にかかわる職員の資質向上につきましては、教育センターでは以前より相談研修を積み重ねてまいりましたが、現在はさらにさまざまな心理療法や新しい発達検査の実施に向けた研修を取り入れ、相談技術の向上を図っております。さらに、一元化することにより情報や相談技術の共有化が図られるため、職員や連携機関との間で子どもたちの適切な状況把握や支援の方策を講じるなどの研修の機会が得られると考えております。

来年度は、相談業務一元化充実へ向けて、子どもたちや保護者の方々が安心して相談できるように体制の整備、相談員の資質向上をさらに進めてまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆19番(小川利枝子君) 市長、そして教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、通告順に従いまして再質問をさせていただきます。

まず、保健福祉部の機構改革についてでございます。先ほどの市長の御答弁からは、今回の改革はこの事務分掌にとどまり、それほど大きなものではなく、当面の本市の課題となっている介護保険や高齢者福祉、この充実を見据えたものである、このように伺いました。また、医療専門職のポテンシャルが十分発揮できる、そういう組織体制の構築について今後とも継続して検討していく。このような結びに、新体制の構築に向けて不断の検討がまたなされているのだと。そのように御答弁をいただきまして、私もそういう確信が得られました。ぜひそのお言葉どおり医療専門職が自身

のキャリアデザインを描きまして、それに向けて希望を持ち、活躍できる体制、こうしたもの、組織体制づくりについて今後ともお願いをいたします。

そこで、1点、先ほどの市長の御答弁では、保健師の重要性というものの、この重要性が高齢者福祉また母子保健活動などとあわせて触れられておりました。そのほかの医療専門職につきましてもどのように考えていらっしゃるのか。その専門性を本市の行政に反映させること、先ほどもお話をさせていただきましたが、つまり彼らの活躍できる場をもっと確保すること、そのことが非常にこれからの習志野市のまちづくりにおきまして重要である、このように考えております。そこで、この点につきましても、多くの医療専門職を抱える保健福祉部の御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。保健師以外の医療専門職の活躍の場の確保ということについてお答え申し上げます。

この御質問につきましては、平成22年の第3回定例会でも御質問にお答え申し上げたところでございますが、保健師を除く医療専門職といたしまして、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、栄養士、言語聴覚士等の職種がございます。このうち、保健福祉部にはすべての職種で17名の医療専門職員が配置されている状況でございます。この医療専門職種をめぐる医療・福祉関係法令につきましては、医療技術の進歩や社会情勢の変化を踏まえ、制定・改廃が頻繁に行われ、それに伴って医療専門職の担当業務を含めた行政事務が複雑多岐にわたり広がっている状況でございます。そうした環境変化に機動的に対応するため、医療専門職が配置された各課・機関におきましては、それぞれの専門性を生かすことができる内容を中心といたしまして、担当業務に当たることにしております。

大きくくり、具体的に申し上げますと、障害児の支援では、発達に課題のある子どもの相談・指導に向けて人材の活用に努めております。また、成人・高齢者の機能回復支援では、一部福祉サービスが介護サービスへ移行したことに伴いまして、訓練の直接実施の業務から環境整備業務へと人材の活用に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、保健師を除くこれらの医療専門職種は少ない人数でございますので、専門職同士で十分に情報交換ができ、モチベーションが維持できる環境を整備していく必要があると考えているところでございます。今後も業務体制、事務分担等に十分配慮いたしまして、各自の専門性を十分発揮できる配備に努めてまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。保健師と同様にほかの医療専門職につきましてもたまたま御答弁ありましたけれども、モチベーションが維持できる環境を整備する必要があると、このようにお考えをいただいている、このことをお聞かせいただきまして、私はある意味安心感を覚えました。

また、これも御答弁の中にあつた言葉でございますが、医療専門職は大変少ない人数であると、その認識もお持ちであることも確認することができました。以前この議会の場で述べさせていただきましたが、私が声を大にして申し上げたいことは、貴重なこの職種であります。先ほども少ない人数なんだということでお話がありましたように貴重な人数、貴重な職種でございます。ですから、事務をこなす職員がいないからといったような安易な理由でその専門職がその専門性を抑えてま

で事務に従事することは、厳しく評価するならば、専門性の軽視になる。また、それとともに非常にもったいないことだ。市民の、本当にそれぞれこれからも支えていく市民生活のこの安心につなげていくために重要な役割というその中で大変もったいない、私はそのように申し上げさせていただきたいと思っております。先ほどの御答弁では具体的な方針や見解は示されておりませんので大変残念に感じる点多々ございますが、まずは保健福祉部といたしましても専門性を尊重するといった姿勢だけは今後も貫いていただきたいと要望しておきます。よろしく願いいたします。

続きまして、総合教育センターにおける相談業務の一元化について再質問させていただきます。

先ほどの教育長の御答弁で、新年度からは相談業務一元化が実現するということが確認できました。また、本日の広報にも掲載されていると、本格的にこれから出発するのだと、このように確認できました。まずは、ここに至るまでの御苦労に対しまして、保護者の代弁として、そして一議員として感謝を表させていただきます。ありがとうございます。

しかし、1点、大変気になった言葉がございます。多々この場で確認させていただきたいことはございますが、この1点について。それは、ただいま傍聴席においでの方の保護者も同様であったのではないのかなと私は思っておりますけれども、その言葉は「すみ分け」という言葉でございます。どのような相談を受けてもらえるのだろうか。また、どのような支援を受けられるのだろうか、さらには我が子は見てもらえるのだろうかといったような、今発達に何らかの課題を持つ子どもさんだけではなく、その保護者や御家族、また福祉や教育に携わる方々、この期待の裏返しとしてさまざまな不安にも似た疑問をお持ちでございます。したがって、この「すみ分け」という言葉には皆さんもその辺のところ、総合教育センターの一元化、そして発達相談センター、これが24年度に立ち上がってまいりますとその整合性と、本当に不安を持ちながらどうなるのだろうかと見守ってきているわけでございます。そこでこの「すみ分け」という言葉にはとっても敏感でございます。また、今この場で確認したいというこのお気持ちが正直なところであると私は察します。

そこで、このすみ分けが示す意味についてでございますが、教育委員会としてはどのようなお考えを持ってすみ分けに臨んでいくのか御説明をお願いいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) 小川議員のお尋ねの(仮称)発達相談センターを含めた相談機関との「すみ分け」ということにつきましてお答えを申し上げます。

すみ分けとは、各相談機関がそれぞれの特色を把握するとともに、お互いに理解し補っていく、補完していくというそれを考えております。教育委員会では、保護者がどこに相談をしたらよいのか困っている状況をとらえ、安心して相談ができるようにすみ分けを行っていくことが大切であるというふうに考えております。教育センターでは、特別支援教育に関しまして、就学や学校生活にかかわる相談に対応させていただきます。教育センターでは対応が難しい発達支援や福祉にかかわる相談につきましては、積極的に他の機関と連携を図ってまいります。特に、個別支援計画の引き継ぎや障害福祉サービスが必要な場合には障害福祉課のケースワーカーとの連携を強化してまいります。また、就学前の子どもたちが円滑に生活していくための指導あるいは訓練が必要な場合には、24年度開設予定の(仮称)発達相談センターの心理判定員などに迅速につないでまいります。

詳細につきましては、保護者の方々が安心して相談できるよう、今後の実務者会議の中で提案

をしてまいります。また、来年度のすみ分けにつきましても、その確立に向けて検討を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの御答弁からは意気込みは理解いたします。しかし、正直なところ、すみ分けが示す意味につきましてはよくわかりませんでした。

私が伺いたかったことは、教育委員会がどういう視点を持ってこのすみ分けをして一元化に臨もうとしているのか、このすみ分けの視点でございます。恐らくそれは現在の見直しにおけるこの教育委員会の立ち位置が、保護者や御家族、さらには福祉や教育に携わる方々への配慮と申しましょうか、そういうお気持ちが希薄であるからだと私は考えます。多くの相談機関がある場合、申し上げることもないと思いますけれども、相互の連携を構築するためにはすみ分けは不可欠でございます。そして、習志野市の中の限りある施設でございます。また、限りある人材でございます。だからこそこのすみ分けの視点、これをどこに持つのか、そこが最も重要になってくるのではないのでしょうか。保護者ならどうしてほしいと思っているのか、まず何よりも優先されるべきものはこうした保護者や家族といった利用者の思い、この思いであるべきです。

私のもとに、今回の総合教育センターの相談業務一元化と発達相談センター、この期待、もう本当に期待を持っております。裏返しを言えば、その不安というものもそこにあるわけでございますけれども、その期待に寄せる保護者からのお手紙が届いておりますので、ここで少々御紹介させていただきます。

「発達障害児を育てていく上で療育は不可欠な領域なので、私たち保護者はお金を払ってでも私的な療育機関を求めて通わせております。でも発達障害児への働きかけは療育だけでは偏るものと考えます。学校という人生初の小さな小さなコミュニティーの経験はこの子たちにとっては健常児以外に大きな影響力を及ぼします。学校でいかに充実した生活ができるかは大きな自信と力になるのは間違いないと思っています。なので、学校でしか学べないものと学校で学ぶために補わなければならないものの2つを親は同時並行で希望しています。この環境のきっかけになるものが今回の総合教育センターでの相談窓口の一元化と発達相談センターであってほしいと切に願っております。そして、そのためにはやはり子どもの学校生活を支えてくれる専門職の存在を強く期待します。親の思いと子どもの成長にずっと寄り添っていただけるこの専門職の先生を切に希望いたします。この方の存在は本人の学校生活を支えるだけでなく、その本人にかかわる校内の先生の支えにもなるのではないかと考えています」。

以上でございますが、先ほどの御答弁ではまだこのすみ分け、これから検討されると、結論に至る段階ではないということは確認できましたので、ぜひ利用者が利用しやすい相談機関となりますよう、一生懸命頑張ってくださいているこのお気持ちはよく理解いたしておりますので、そのところをまたこれからの課題として、実務者会議等を通じまして、こども部、保健福祉部、関係部署との連携をしっかりと図りながら、十二分に検討していただきますよう強く要望しておきます。よろしくお願いいたします。

次に、(仮称)発達相談センターの進捗状況に係る再質問に移らせていただきます。

先ほどの市長の御答弁にございましたとおり、児童福祉法の改正に伴いまして、時期を同じくして障害児施設の一元化が図られるなど、平成23年度はそれらの準備においてさまざまな課題解決に向けた事務が発生するものと推測できました。その中での(仮称)発達相談センターの開設準



備、これにつきましては本市の単独事業だけに新たな負担も多々あるかと思われま。それだけに第三者機関でもあるこの検討協議会の御意見は大変貴重であり、施策推進の後押しとなるものと大変期待をいたしております。

そこで、その貴重な御意見の一つであったと思われま、御答弁にもございました職種や人員に関する素案について、具体的に御説明をいただきたいと存じま。

◎保健福祉部次長(松本栄君) お答えいたします。

昨年の11月に開催されました検討協議会で、協議をしていただくための資料といたしまして、発達相談センターの配置職種、人員につきまして、現状のひまわり学園の利用動向や近隣他市の動向を参考に、おおよそでございますけれども16名から20名程度の専門職の配置見込みをお示しいたしました。主に相談支援を担当していただくと思っております職種といたしましては社会福祉士や保健師などそれぞれ一、二名が必要であろうと、また指導・訓練を担う職種といたしまして心理判定員や言語聴覚士を複数名配置する必要があると、また作業療法士、理学療法士、保育士等をそれぞれ一、二名としてお示しをさせていただきました。なお、これらの専門職につきましては、それぞれの専門性を生かしていただきまして保育所などへの巡回相談を行うものとしております。

検討協議会の御意見といたしましては、大きくは3点ほどあったかなというふうに受けとめております。第1には、個々の専門職に求められるニーズも高まり、1人当たりの業務負担も大きくなることが見込まれます。第2には、今後、利用者の増加により子どもの能力を引き出す指導の強化が必要であると。第3には、発達相談センターだけではなくて、市の障害児通園施設の機能や専門性を生かした障害児施策全般からの議論が必要であるという御意見をいただきました。

今後につきましては、この検討協議会の御意見や国のほうの障害児施策再編の動きを注視しながら最終的な人員、職種の案を取りまとめていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの御説明を伺いまして、かなり具体的な内容であると、また第三者機関としての役割は十分果たされていると、このように思われます。また、今後、最終案が示されるとの御説明がございましたので、その際は保護者や御家族、さらには福祉また教育に携わる方々など多くの市民にかかわることでございますので、何らかの形でまた公表していただければと存じま。この点、よろしく願いいたします。

また、そのことが次世代育成支援対策行動計画の推進として、この習志野市の推進の一つのあかしにもなると、そのように私は考えま。ぜひその点につきましては今後御検討いただきたい、このように思いま。ので、重ねてお願いいたします。

さて、ここで、この素案に対する担当部長の御意見をお聞かせいただければと存じま。実は、先ほどの御説明では必要な専門職を16名から20名、さらには専門職も求められる、ニーズも高まっている、そのために1人当たりの業務負担が大変大きくなるとございました。また、(仮称)発達相談センターの業務遂行に当たりましてかなりの職種と人員を要するとのこととございました。本当に大丈夫なのでしょうか。保護者などは大変期待をいたしております。もちろん私も一議員として期待をいたしております。しかしながら本当に大丈夫なのかと、このような思いがもたげてまいりま。したがって、今までずっとこの件に関しましては見守ってきているわけでございますが、

この期待が裏切られたときそこには大きな落胆しか待っておりません。必要なことはやる、これは当然のことではございますが、まずできることからやる、そしてできないことは言わないといったこの姿勢も大変重要であると私は常々この点につきましては指摘をさせていただいたところでございます。したがって、本市のこの行政の中核にいらっしゃるお立場から、改めてこの素案に対する見解を担当部長にお聞きしたいと存じます。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。保健福祉部といたしましての検討協議会への意見に対する見解ということでございますが、発達支援システム等検討協議会からいただきました御意見につきまして、現段階での考え方を申し述べたいと思います。

センターの専門職種及び人員につきましては、ひまわり学園の利用実績や他市の利用状況を踏まえたものでございますので、16から20名という人員は根拠に基づき算出したものでございます。その中で、検討協議会の指導の強化が必要という御意見につきましては、センターの指導・相談という2つの部門の各専門職種の配置バランスを見直す必要があると考えているところでございます。指導の部門では理学・作業療法士などが中心となる一方で、センターの中心的機能であります幅広い相談体制については、ソーシャルワーカーとしての社会福祉士や母子保健活動を担う保健師が中心になることが望ましいと考えているところでございます。特に保健師の配置は地域保健活動と発達相談センターのつなぎ役としての力も発揮できますので、発達に課題がある子どもさんの早期支援に資するものと考えております。

いずれにいたしましても、発達相談センターの人員、職種につきましては、検討協議会の中間報告を受けた後に、部として抱えるさまざまな課題に対し医療専門職の力が最大限生かせるように庁内全体の定員定数管理の中で調整をお願いし、市民の健康と福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいま部長の御説明をいただきまして、現段階での見解だと、その現段階という言葉が大変語気を強めていたかなと感じましたけれども、改めまして(仮称)発達相談センターに対する本市の前向きな思いをお伺いできましたことに私は安堵いたしております。ぜひとも今後たゆむことなく邁進していただければと存じます。

最後に、(仮称)発達相談センターの開設に向けた体制について質問させていただきます。

市長のこの御答弁では重要な移行準備期間であるとの御説明がございました。私もまさにその時期であると認識いたしております。既に実施に至っております個別の支援計画なども進めつつ、さらなる業務は大きな負担であることは承知いたしております。しかし、ここは限りある力とわかっておりまして振り絞り、この移行期間、この移行準備期間を充実させていかななくてはならないと、一点の曇りもない開設へ結びつけていかなければならないと、このように御決意の中からも感じましたし、思います。

そこで、どのような方針で、そしてどのような手法で取り組んでいこうと考えているのか、その点についてお伺いいたします。

◎保健福祉部次長(松本栄君) はい。お答えいたします。

ただいまの発達相談センター開設の準備についてお答えしたいと思います。

発達相談センター開設の準備期間でございます平成23年度におきましては、ハード面、ソフト面、両面にわたる詳細な協議と関係部署との十分な連携・調整がより一層求められることから、大変

な重要な期間であるというふうに受けとめております。特に、今後詳細な検討を行っていく相談支援システムの構築につきましては、関係部署の職員で構成しております発達支援サポートネットワーク会議による連携・調整が大変重要になってくるであろうというふうに考えております。

また、今年度の開設に向けた準備作業を円滑に進めていくためには体制の強化も欠かせないものであるというふうに考えております。1つには、発達相談センターの機能を中心的に担っていく、開設後も継続的に支援を提供していくひまわり学園、この体制を強化することが必要であろうと、もう一つにつきましては、増加する他機関との連携・調査業務やセンターの運用システムの検討を担う障害福祉課の体制強化について、この2点について重要であるというふうに考えております。これらにつきましては、事務分掌の見直しなどにより、センターの開設事務に専念できる体制を確保していきたいというふうに考えております。

センター開設までの約1年間の準備期間におきましては、児童福祉法の改正を受け、本市の障害児施策の方向性を決定していく平成23年度前半が特に重要であろうというふうに考えております。また、これは本市の重要な福祉施策の方向性に関することですので、引き続き発達支援システム等検討協議会や福祉問題審議会等の御意見もいただきながら、平成24年4月の開設に臨んでまいりたいというふうに考えております。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ある程度の道筋が見えていることを確認させていただきまして、安心いたしました。特に、児童福祉法の改正による影響もございすことから、担当、具体的には障害福祉課が抱えるこの業務は膨大、また多岐となることが予想されております。したがって、何らかの対策を講じなければならないことは何も否定できない状況といえます。

そこで、先ほどの安心を確信へと変えるべく、御答弁にございましたこの体制強化、体制強化ということが3点ほど御説明の中にあつたと思います。その体制強化について具体的な内容が示されておりましたので、いま一度この点について確認また御説明願えますでしょうか。

◎保健福祉部次長(松本栄君) はい。お答えいたします。

この発達相談センターの開設に向けた準備体制について、先ほど強化と、体制の強化ということでお答えいたしました。発達相談センターの開設に向けましては、その準備とあわせまして、先ほど触れましたけれども、児童福祉法の改正による障害児施設の統合一元化などにも対応していく必要がございす。限られた職員の中でこれらに取り組んでいくためには、まず現状の事務分掌を見直して調整をし、一層の事務の効率化、省力化を図る中で、できるだけこの準備に職員が専念できるような体制をつくっていききたいというふうに考えております。

また、このことにつきましては、この事務を担当しております職員からも相談を受けながら、また私のほうからも意見を伺いながらこの体制でやっていけるかということで協議をさせていただきまして、この方向で臨んでみようということで障害福祉課、特に障害福祉課職員一丸となってこれに取り組んでいくという形で準備をしてまいりたいというふうに思っております。また、これは障害福祉課だけではなくて、部全体としてもサポートをしていくような体制で臨んでいきたいというふうに考えております。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの御答弁を伺いまして、本当に厳しくて申しわけございませんが、正直申し上げまして御決意なのかなと感じられ、決意はよくわ

かりました。具体的な方策、これについては深くは問いませんが、これからしっかりとまた臨んでいきたい、このように思っております。その中でもただ、ただいまの御答弁にもございましたように、複数の職員がほぼ専任で携われる、かかわれる体制が不可欠であると、そのように臨むと御説明があったと思います。また、部全体としてしっかりサポートしていくと、このような心強い御答弁をいただきました。大変な業務であることは事実でございますので、ぜひこの専任できる体制、ここはしっかりとお願いしたい、このように強く言わせていただきたい。また、その点を考慮してこれを新年度の体制にしっかりと反映させていただくことを強く要望させていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後になりましたが、私も本当にこの発達障害の問題を議員生活8年間の中でしっかり取り組ませていただいたと思っております。なぜこの発達障害に毎回毎回このように私が取り組んできたのか。これは、本当に今習志野市が、荒木市長が子育て支援である少子高齢化社会の中で未来を、習志野市の未来を見据えるのであればしっかりと子どもたちを育て、未来につなげていかななくてはならない、本当にこのような思いで取り組まれてこられたと思います。

そういう中で、今時代の変化の中でお母さん方の子育ての不安、また産後うつ、また負担感の部分、またお仕事をされるお母様方もふえてまいりました。そういう中でさまざまな昔とは違うこの子育て環境、そういう中から虐待、また育児放棄など大変あってはならない状況が今ふえてきております。また、学童期になりますといじめだとかそれから不登校、またそこから引きこもり、また十代の本当に青年たちのニートの問題だとか、この問題がどんどんどんどん今つながってきております。この底辺にあるのがこの発達障害の問題なのだと。発達障害の子どもさんたちがこの地域の中で安心して暮らせる社会をつくっていくことがこのすべての問題を解決することができる、このような指摘に私も本当にそうだと。このような思いから、全体的なことを考えながら発達障害の問題が大事なんだということの意識を持っていただきたい、このような思いから今日まで指摘をさせていただきながら取り上げさせていただきました。

また、これまでの8年間の議員活動を振り返りまして、大切なことは、私は、私自身もそうですけれども、政治やこの行政の担う役割として、まず私はこの自分を生かしながら自分以外の人も幸福にしていく環境をやっぱりつくること、これが大事なんだということを実感いたしております。そして、自分を生かしながらまたこういう環境をつくる、それはそのためには市民生活の具体的な課題をテーブルの上にまずはのせていかななくてはならない、そしてみんなで議論する場、いろんなこの思いを議論する場が大切である。また、その議論ですけれども、そこに具体的なこの生活現場のよく知っている人、この方をその中に交えながら、その方たちに支えられて初めてこの市民の期待にこたえられる政策が実現すると私は感じます。

ですから、今個々に入っていかななくてはならない。市役所も窓口業務で待っているだけではなく、個々に家庭の中へ、外へとどんどん入って、どこにその原因が、根っこがあるのかそれをしっかりと目で見て確認してそれでテーブルにのせなければ、せつかくやろうとしているものが、それが市民とのギャップになってしまう。そのためにじゃあだれが必要なのか。医療専門職ではないのかと。これは、私が考えるだけではなく、実際に苦しんでいる市民の皆様から専門職という言葉が頻繁に出てまいります。そこを、一番現場を担えるのがヘルスステーションであり、ヘルスの保健師であり医療専門職である、こういうことをまたしっかりと認識をしていく必要があるのではないかと私

は思っております。

そして、今のこの社会が大変な状況であるからこそ、みんなが気がつかないことを、こうすれば変えていけると、このように柔軟かつ適切に、また勇気を持って積極的に提案できる人材というものが必要であると思います。指示だけに従うそういう人間だけではだめだと思います。経営の神様と呼ばれた松下幸之助氏の経営哲学の一つに「松下電器は最高の製品をつくる場所ではなく、最高の人をつくる場所である」という哲学のこの言葉がございます。もう私はこれ本当に共感いたしました。まず最高の人をつくる場所なんだと。人によって人が生かされていきますし、この最高の人がいることによってまたその製品もいいものが、売れるものができる。つまり会社にも、それから市民生活にも潤っていく。やはり結論は人であり、人材育成であると強く実感し、この言葉は学ぶべき手本であると思っております。こうした松下氏のこの哲学を今、韓国のあるところではこれを手本としながら自治体が実施いたしまして、もう本当に相当な収穫を得ているという、こういうお話も先日伺いました。行政運営、市民サービスもつまるところ人であり、組織でございます。

今まで一貫して言い続けてきたことではございますが、大変くどくなって申しわけございませんが、習志野市はそのことを改めてこの確認をすべきであると考えますが、いかがでしょうか。今こそ立ちどまり、振り返り、見渡し、先を見据えるべきであることを申し上げさせていただきまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(浅川邦雄君) 答弁は。

◆19番(小川利枝子君) はい、済みません。

○議長(浅川邦雄君) 答弁を求めます。荒木勇市長。

◎市長(荒木勇君) 最後に小川議員が2点について強調された1つは発達障害、子育て関係では発達障害をしっかりやって初めていろいろな意味で子育てが充実するんだと、原点は発達障害をいかに職員がしっかり受けとめて市民とともに対応するか、これが一番大事だということとあわせまして、職員一人一人の発想力というんでしょうかね、すべて人であると。全く今小川議員が御指摘をいただいたとおりでございます。私も4月26日には退任するわけでございますけれども、あとに残っている職員が今2点についてしっかり頭に叩き込んで頑張ってくれることを私も期待しておりますし、小川議員の質問に感謝を申し上げたいと思います。以上です。